

# 令和 8 年厚木市農業委員会 6 月定例総会議事録

日 時 令和 8 年 6 月 25 日 木曜日 午後 1 時 30 分から午後 2 時 5 分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13 番 山 川 宏 司

農業委員

1 番 小 池 よし子

3 番 大 塚 孝 雄

5 番 市 川 秀 夫

7 番 大 貫 昭 司

9 番 庄 司 隆 行

11 番 神 崎 吉 男

2 番 常 盤 悟

4 番 三 橋 能 弘

6 番 高 澤 友紀子

8 番 伊 藤 洋 文

10 番 高 瀬 正 美

12 番 山 口 泉（会長職務代理者）

事務局出席者 事務局長 専任主幹 農地管理係長 都市農業支援担当  
農地管理係主事

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告 14 件）
- 2 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（報告 15 件）
- 3 登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果について（報告 1 件）
- 4 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記について（報告 2 件）
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について（報告 5 件）
- 6 議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（7 件）
- 7 議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（1 件）
- 8 議案第 23 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について（24 件）

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。

これより、令和8年厚木市農業委員会6月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、1番の小池よし子委員、2番の常盤悟委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告いたします。

今回報告する対象は、5月12日から6月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

農地法第4条につきましては、8件、12筆、面積は2,899平方メートルです。

農地法第5条につきましては、6件、9筆、面積は2,642.66平方メートルです。

農地法第4条及び第5条の総計は、14件、21筆、面積は5,541.66平方メートルです。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。  
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、5月12日から6月10日までに受付した

ものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は14人、農地の所有権を取得された相続人は15人、筆数は延べ80筆、面積は延べ33,417.75平方メートルでございます。あっせんの希望は、全て無しでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」について御報告いたします。

御報告する案件は1件でございます。

横浜地方法務局厚木支局登記官から「農地の転用事実に関する照会」があったものでございます。

本件は、令和8年5月15日付けの案件で、土地の所在地は、上古沢字寒野1筆、登記地目は畑、面積は621平方メートルです。

所有者は、相模原市南区当麻にお住まいのAさんほか2人でございます。

調査しましたところ、当該地につきましては、現況が非農地であることを確認しましたが、転用許可等の履歴はありませんでした。なお、神奈川県に確認したところ、原状回復命令を行う予定はございません。

国の通達に基づく、「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱い」により、事務局長専決事項として、調査結果を送付いたしましたので、御報告いたします。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記」についてを議題といた

します。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記」について、御報告いたします。

御報告する案件は2件でございます。

本案件については、土地の交換要件が含まれますので、併せて御説明いたします。

横浜地方法務局厚木支局において、登記原因を時効取得とし、令和8年4月7日付けで所有権移転登記申請がなされた旨の通知があったものです。

対象地は、1番は船子字岡ノ根1筆、登記地目は田、面積は0.46平方メートル、2番は船子字岡ノ根1筆、登記地目は宅地、面積は2.49平方メートルです。

登記権利者は、1番は温水西1丁目にお住まいのBさん、2番は熊本県熊本市北区武蔵ヶ丘6丁目にお住まいのCさん、登記義務者は、1番は熊本県熊本市北区武蔵ヶ丘6丁目にお住まいのCさん、2番は温水西1丁目にお住まいのBさんです。

登記原因日は、1番は昭和57年7月21日、2番は昭和57年3月23日となっており、関係者から事情聴取をしたところ、権利者の近隣の住民が土地売買を行う際に、登記面積と敷地面積の相違が判明したため、周辺の土地全てを測量し直した結果、登記面積と敷地面積の相違が確認されたものでございます。

また、当該地については、周辺住民との間での協議を経て、全員同意のもと時効取得による登記申請が行われたものであり、登記義務者も協議に参加し同意していることから、登記権利者が平穩かつ公然と所有の意思を持ち、20年以上にわたり当該地を占有していることは明らかでございます。

以上のことから、時効取得完成及び農地として問題ない旨神奈川県知事に報告したものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は5件でございます。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は、酒井にお住まいのDさん、対象地は酒井字中堰1筆、登記地目は田、面積は256平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成13年頃から駐車場として使用し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、大貫昭司委員に資料等による確認をいただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は、酒井にお住まいのEさん、対象地は酒井字中堰2筆、登記地目はともに田、合計面積は544平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和48年頃から農業用施設として使用し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、大貫昭司委員に資料等による確認をいただいたものです。

続いて3番でございます。

証明願の提出者は、三田にお住まいのFさん、対象地は三田字天神上1筆、登記地目は畑、面積は157平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成20年4月頃から住宅敷地の一部となり、現在に至っているもので、平成21年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び市川秀夫委員に資料等による確認をいただいたものです。

続いて4番でございます。

証明願の提出者は、飯山にお住まいのGさん、対象地は飯山字亀井1筆、登記地目は畑、面積は227平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成6年頃から住宅敷地の一部として使用し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川宏司会長に資料等による確認をいただいたものです。

最後に5番でございます。

証明願の提出者は、飯山にお住まいのHさん、対象地は飯山字亀井1筆、登記地目は畑、面積は38平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成5年頃から住宅及び農地への通路として使用し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川宏司会長に資料等による確認をいただいたものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないので、次に進めさせていただきます。

日程6、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は7件でございます。

初めに1番でございます。

対象地は三田字下川原2筆、現況地目はともに田、合計面積は1,998平方メートルです。

渡人は三田2丁目にお住まいのIさん、受人は下荻野にお住まいのJさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人のみです。

続いて2番でございます。

対象地は三田字下川原1筆、現況地目は田、面積は1,000平方メートルです。

渡人は三田2丁目にお住まいのIさん、受人は妻田北2丁目にお住まいのKさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人及び子の2人です。

続いて3番でございます。

対象地は三田字五貫田1筆、現況地目は田、面積は1,120平方メートルです。

渡人は三田南2丁目にお住まいのLさん、受人は妻田北2丁目にお住まいのKさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人及び子の2人です。

続いて4番でございます。

対象地は三田字上山2筆、現況地目はともに畑、合計面積は108平方メートルです。

渡人は東京都調布市調布ヶ丘4丁目にお住まいのMさん、受人は三田にお住まいのNさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機。

労働力につきましては、本人及び子の2人です。

続いて5番でございます。

対象地は下荻野字六反5筆、現況地目は畑及び田、合計面積は3,481平方メートルです。

渡人は下荻野にお住まいのOさん、受人は下荻野にお住まいのPさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、果樹及び水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人及び妻の2人です。

続いて6番でございます。

対象地は船子字長ヶ町1筆、現況地目は畑、面積は971平方メートルです。

渡人は船子にお住まいのQさん、受人は同所にお住まいのRさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機。

労働力につきましては、本人及び夫の2人です。

最後に7番でございます。

対象地は飯山字亀井2筆、現況地目はともに畑、合計面積は422平方メートルです。

渡人は飯山にお住まいのSさん、受人は飯山にお住まいのTさん外1人です。  
農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。  
受人の保有する機械につきましては、草刈り機。  
労働力につきましては、本人達2人です。  
なお、1番から7番の全てにおいて、農地法に規定する各規準については満たしています。  
説明は以上でございます。  
よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

<神崎吉男委員>

5番について、全部効率利用要件を満たしていることを確認しているのか。

<専任主幹>

事務局で確認をしております。

<庄司隆行委員>

果樹は何を育てる予定か。

<専任主幹>

みかんを育てる予定です。

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
日程6、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに決しました。

次に、日程7、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は1件でございます。

対象地は七沢字金井1筆、登記地目は田、面積は1,323平方メートルのうち937.85平方メートルです。

受人は七沢の株式会社V代表取締役Wさん、渡人は同所にお住まいのWさんです。

本申請は、賃借権設定による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に玉川地区市民センターが存する第3種農地です。

受人は七沢に事業本所を置く林業を主な事業とする法人で、現在、本申請地の隣地を資材置場として使用していますが、昨今の住宅建築需要の増加に伴い、取扱資材量及び製品在庫量が年々増加したことにより、資材保管スペースが不足し、新たな資材置場が必要となったことから、現在の資材置場を本申請地に拡張して一体利用するため、申請されました。

申請地につきましては、北側は河川及び道路、西側は宅地、東側は地区市民センター、南側は申請地と一体利用する資材置場に接しております。

申請地は、出入口が存する南側の資材置場と一体利用し、全面転圧砕石敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、河川及び道路に接する北側にはコンクリートブロックを新設、宅地に接する西側には隣地側に擁壁が設置されております。また、地区市民センターに接する東側は、地区市民センター側の地盤が高く、隣地内に擁壁も設置されていることから、隣接地への土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。なお、南側の資材置場は一体利用地となるため、被害防除は不要です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

他法令につきましては、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

また、砂防指定地のため、砂防法の許可手続中でございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何かご質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第22号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程 8、議案第23号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当>

ただ今議題となりました、議案第23号、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、御説明いたします。

今月は貸借の開始期が令和 8 年 8 月 1 日のものについてお諮りいたします。

お諮りする案件は、24件、61筆、合計面積は48,728平方メートルでございます。

権利の種類別では、賃貸借権が 3 件、使用貸借権が21件、設定期間については、1 年間が 1 件、3 年間が19件、6 年間が 4 件となっております。

従前の農用地利用集積計画からの移行が13件、新規が10件、一部新規が 1 件となっております。

なお、受人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第 5 項に規定する要件を満たしているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第23号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第23号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 8 年厚木市農業委員会 6 月定例総会を閉会いたします。

令和8年6月25日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---